○防衛省告示第九十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、防府飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第八十六号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一～三　［略］ 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	一～三　［同上］ 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

［略］

灯火	灯質	光度	配置その他
進入角指示灯（ＰＡＰＩ）	ＬＥＤ灯、上層航空白又は航空可変白、下層航空赤、不動光	［略］	［略］
滑走路灯	ＬＥＤ灯、航空可変白、航空黄、不動光	航空白　一万カンデラ 航空黄　二千五百カンデラ	［略］
滑走路末端灯	ＬＥＤ灯、航空緑、航空赤、不動光	［略］	［略］

［同上］

灯火	灯質	光度	配置その他
進入角指示灯（ＰＡＰＩ）	ハロゲン電灯、上層航空白又は航空可変白、下層航空赤、不動光	［同上］	［同上］
滑走路灯	ハロゲン灯、航空可変白、航空黄、不動光	航空白　一万カンデラ 航空黄　四千カンデラ	［同上］
滑走路末端灯	ハロゲン灯、航空緑、航空赤、不動光	［同上］	［同上］